

# 大阪市における障がい者虐待防止の取組

---



令和8年2月  
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課  
相談支援グループ

# 目次



- 1 大阪市の概要及び障がい者虐待の対応状況
- 2 大阪市障がい者虐待防止センターの体制
- 3 大阪市の障がい者虐待防止の取組と課題



# 1 大阪市の概要及び障がい者虐待の対応状況

## (1) 人口

2,798,782人(令和7年12月末日現在)



## (2) 世帯

1,650,017世帯(令和7年12月末日現在)

## (3) 障がい者手帳所持者数(令和7年3月31日時点)

- ・身体障がい者手帳 135,072人
- ・療育手帳 37,561人
- ・精神障がい者保健福祉手帳 55,071人

## (4) 障がい福祉サービス等受給者数(令和7年3月31日時点)

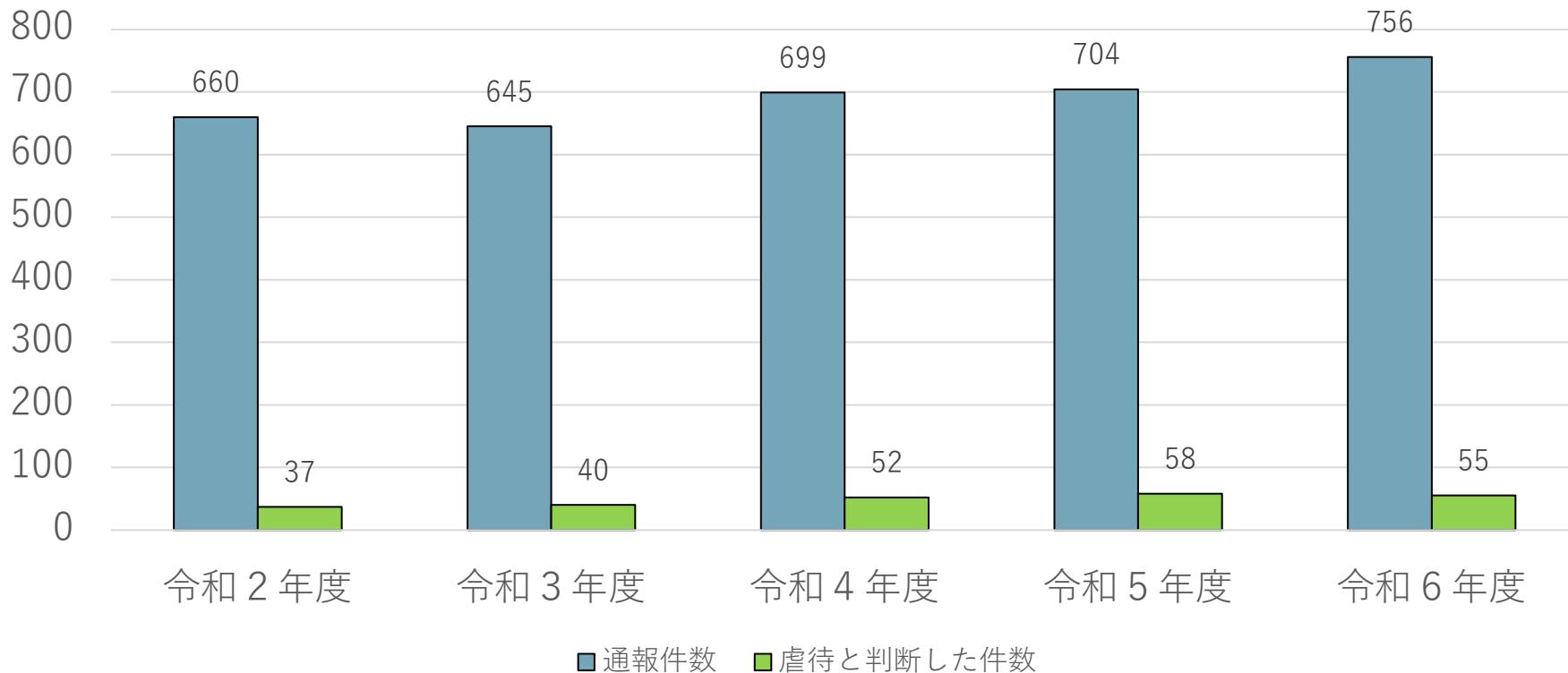
- ・障害者総合支援法分 51,945人
- ・児童福祉法分 21,049人

## (5) 障がい者虐待の対応状況

### ① 養護者による虐待（令和6年度）



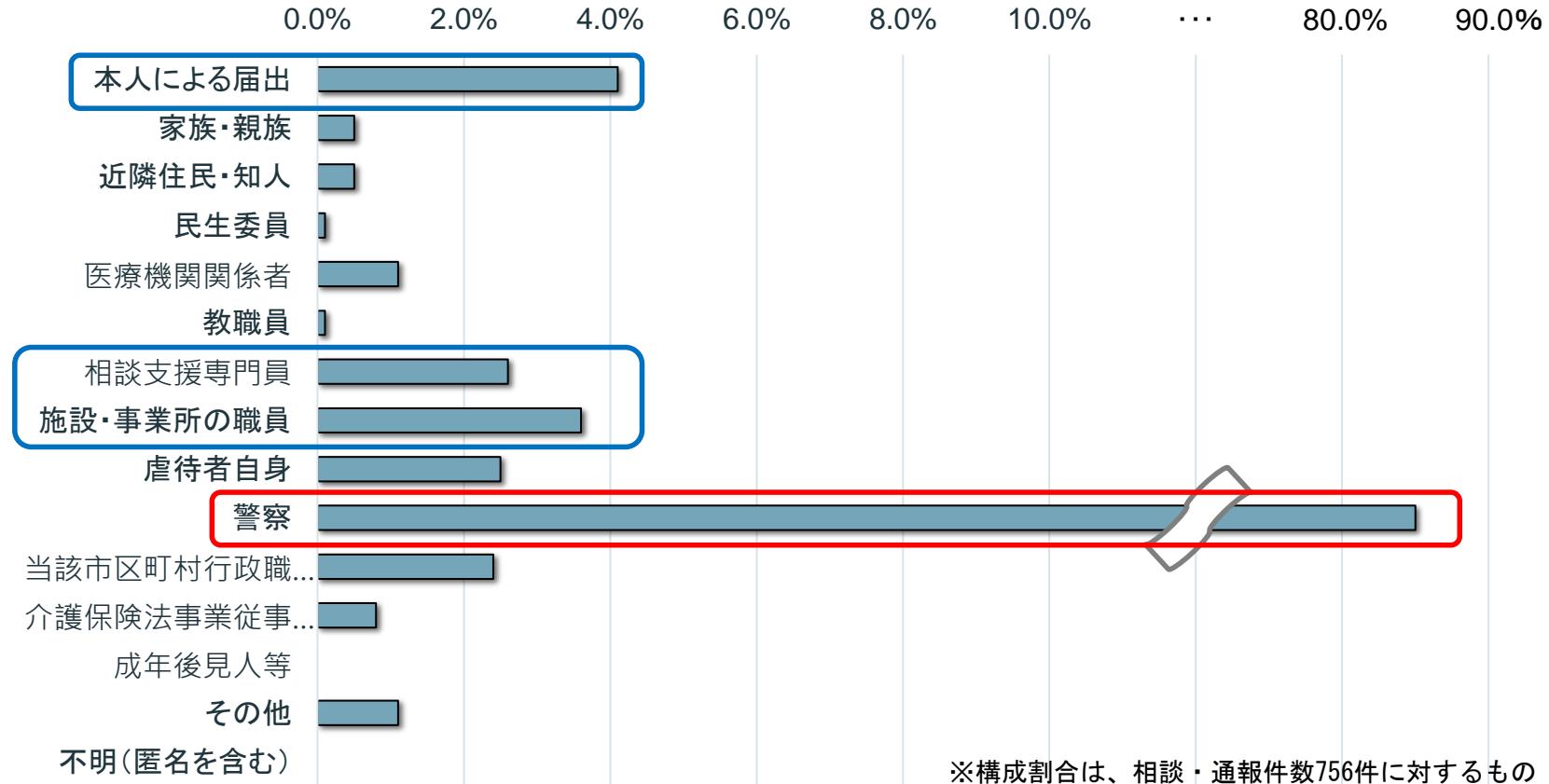
相談・通報・届出、判断件数



令和6年度の養護者による虐待の相談・通報・届出件数は756件、虐待と判断した件数は55件となっています。

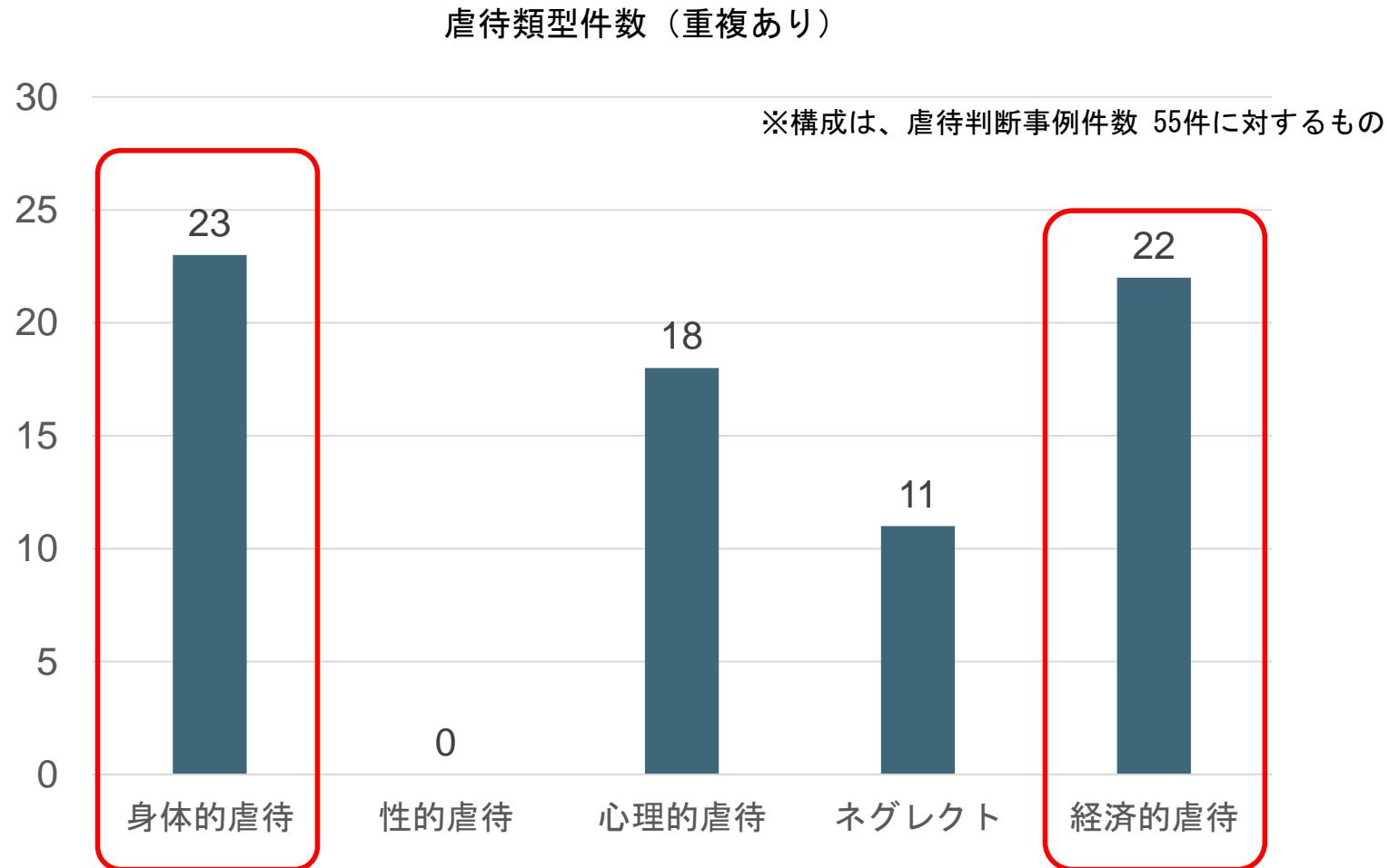
## ① 養護者による虐待（令和6年度）

相談・通報・届出者（複数回答）



相談・通報・届出者は、756件中「警察」が637件（84.3%）と最も多くなっており、次いで、「本人による届出」が31件（4.1%）、「施設・事業所の職員」が27件（3.6%）、「相談支援専門員」が20件（2.6%）となっています。

## ① 養護者による虐待（令和6年度）

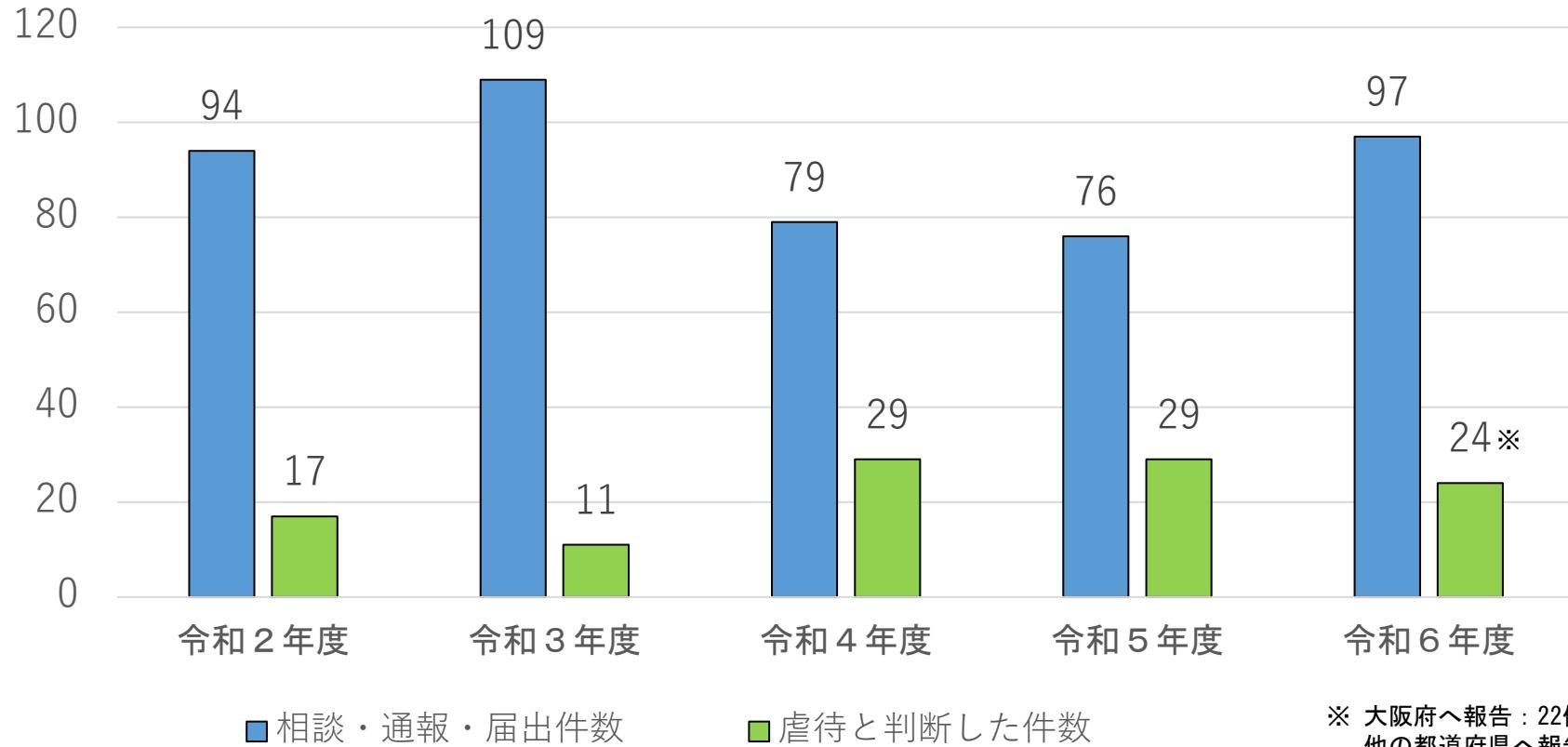


虐待類型別件数は、「身体的虐待」が最も多く23件、次いで「経済的虐待」が22件となっています。

## ② 障がい者福祉施設従事者等による虐待（令和6年度）



相談・通報・届出、判断件数

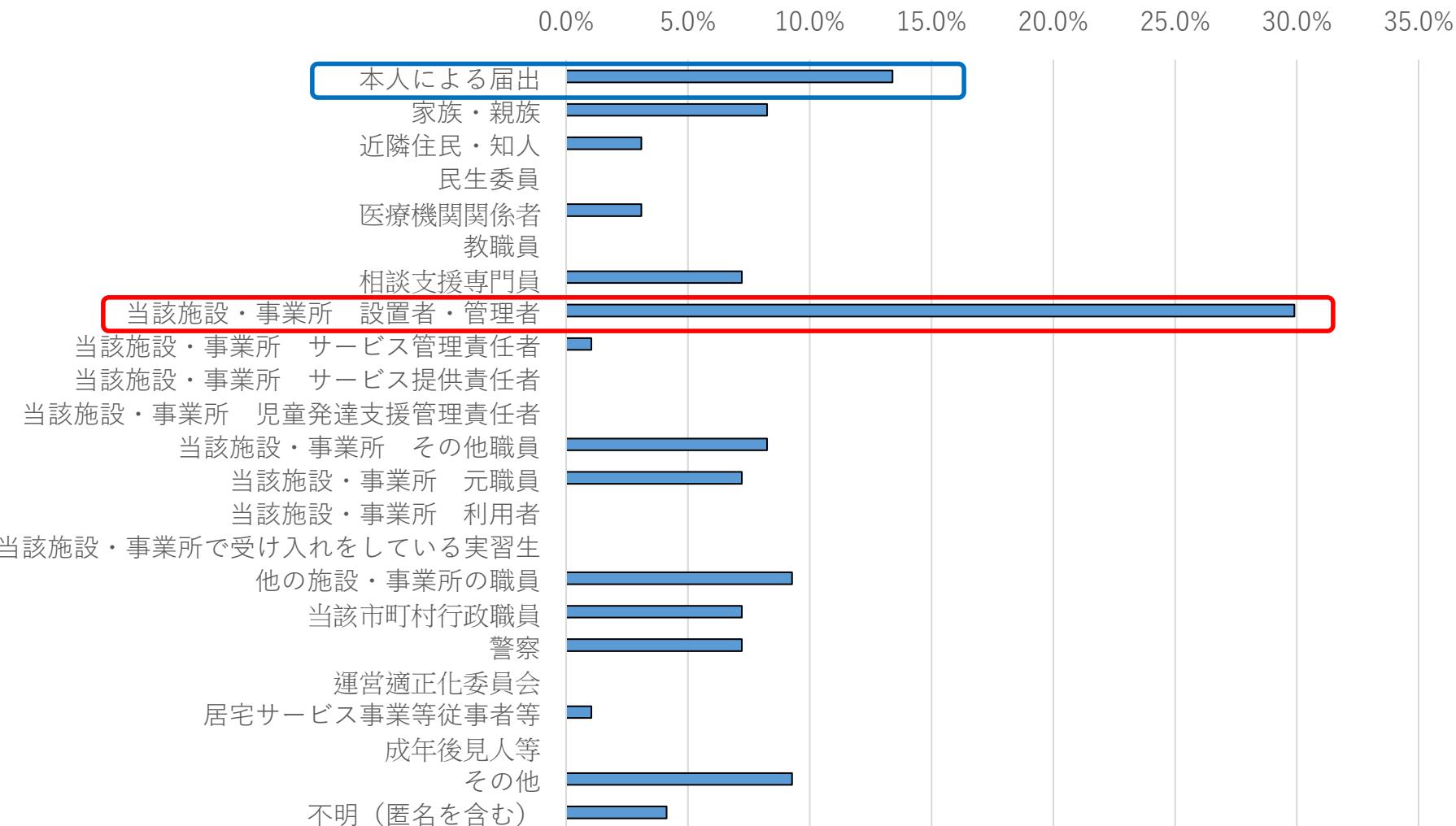


※ 大阪府へ報告：22件、  
他の都道府県へ報告：2件

令和6年度の障がい者福祉施設従事者等による虐待の相談・通報・届出件数は 97件、虐待と判断した件数は 24件となっています。

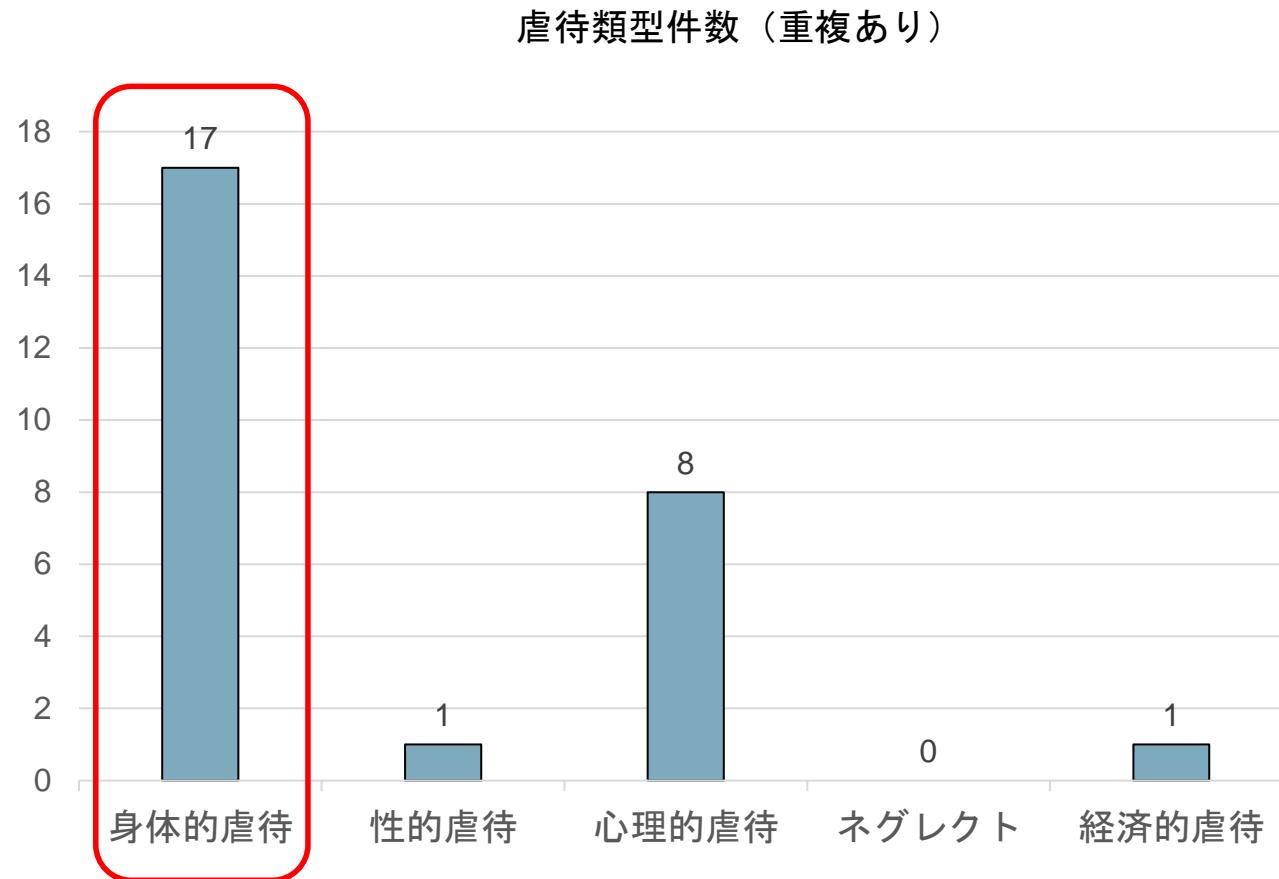
## ② 障がい者福祉施設従事者等による虐待（令和6年度）

### 主な相談・通報・届出者（重複あり）



相談・通報・届出者は、「当該施設・事業所の設置者・管理者」が29件（29.9%）と  
最も多く、次いで「本人による届出」が13件（13.4%）なっています。

## ② 障がい者福祉施設従事者等による虐待（令和6年度）



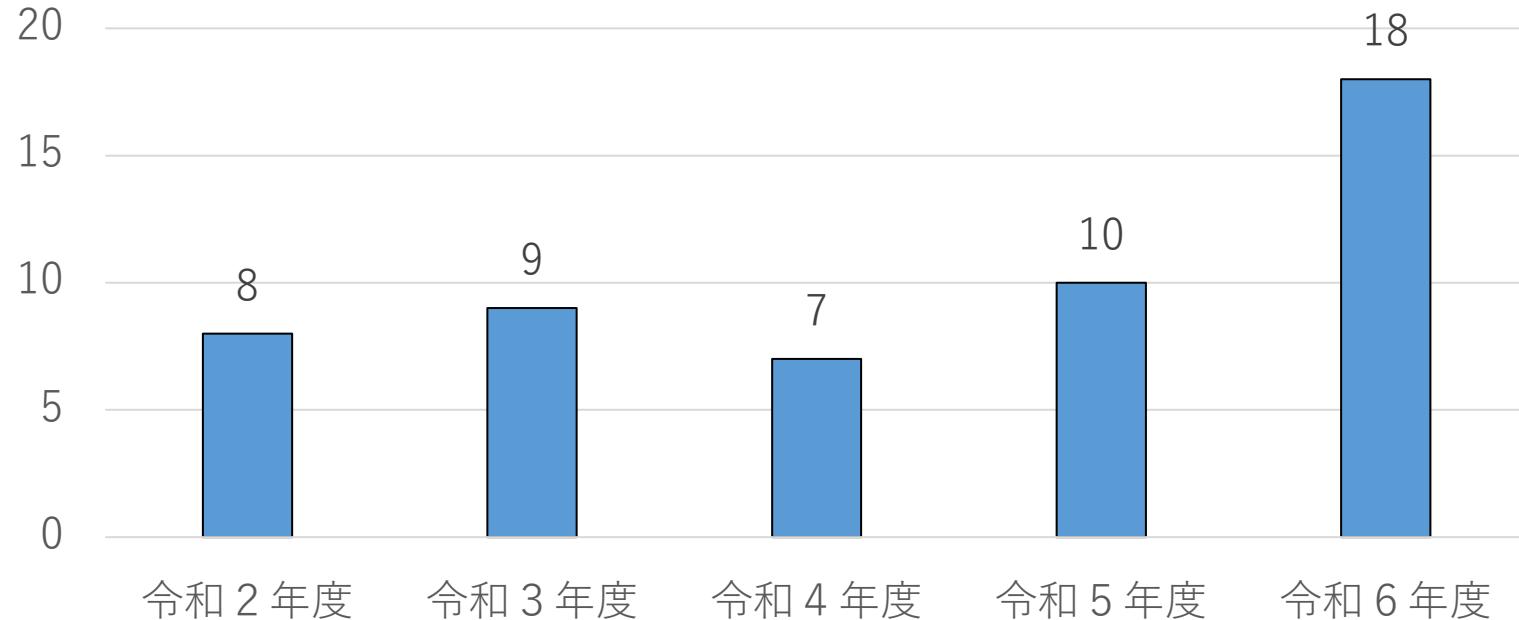
※構成は、虐待と判断した件数（大阪府報告分）22件に対するもの

虐待類型別件数は、「身体的虐待」が 17件で最も多くなっており、次いで「心理的虐待」が 8件となっています。

### ③ 使用者による虐待（令和6年度）



相談・通報・届出件数



令和6年度の使用者による虐待の相談・通報・届出件数（大阪市受付分）は 18件、  
そのうち「就労継続支援A型事業所」が 5件となっています。

## 2 大阪市障がい者虐待防止センターの体制

- (1) 各区 保健福祉センター
- (2) 各区 障がい者基幹相談支援センター
- (3) 福祉局 障がい者施策部 運営指導課
- (4) 福祉局 生活福祉部 地域福祉課
- (5) 大阪市障がい者相談支援研修センター



## 2 大阪市障がい者虐待防止センターの体制

### (1) 各区 保健福祉センター (福祉業務担当課)

- ・養護者による障がい者虐待の相談・通報・届出窓口
- ・コアメンバー会議の開催、立入調査、面会制限など
- ・各区虐待防止連絡会議、虐待防止啓発研修の開催

→ **養護者による障がい者虐待対応の第一義的な責任を担う**



### (2) 各区 障がい者基幹相談支援センター

- ・養護者による障がい者虐待の相談・通報・届出窓口
- ・通報・相談・届出を受理したケース 及び 従前から相談業務等で  
関わりのあるケースについてコアメンバー会議に出席

## 2 大阪市障がい者虐待防止センターの体制

### (3) 福祉局 障がい者施策部 運営指導課

(障がい福祉サービス事業者等の指定・指導)

- ・障がい者福祉施設従事者等による虐待の相談・通報・届出窓口
- ・コアメンバー会議の開催、訪問調査
- ・障害者総合支援法等による権限の行使（立入検査、改善指導など）
- ・施設、事業所への研修
- ・都道府県への従事者等による虐待の状況等の報告（障害者虐待防止法第17条）



## 2 大阪市障がい者虐待防止センターの体制

### (4) 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (権利擁護に関する業務)

- ・使用者による虐待の相談・通報・届出窓口
- ・各区 保健福祉センターの後方支援(本日のメイン)
- ・広報啓発活動(本日のメイン)
- ・大阪市障がい者虐待防止連絡会議の開催 (関係機関の連携強化)



### (5) 大阪市障がい者相談支援研修センター

- ・広報啓発活動  
→ 大阪市障がい者虐待防止啓発講演会の開催



### 3 大阪市の障がい者虐待防止の取組と今後の課題

#### （1）障がい者虐待防止の取組

- 各区保健福祉センターの後方支援
  - ・虐待対応支援チームによるサポート
  - ・経験、役職に応じた研修等の実施
  - ・各区保健福祉センターへの訪問による実態把握
- 各種事業の実施
  - ・専門職\*による専門相談 (\*弁護士、社会福祉士)
  - ・大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業
  - ・大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業
- 広報啓発活動
- 障がい福祉サービス事業所等への啓発

### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

## ● 各区保健福祉センターの後方支援

### 【虐待対応支援チームによるサポート】

各区保健福祉センターが虐待事案に適切に対応できるよう、

各区 虐待対応担当者からの相談に対し、隨時、必要な助言等を行う

#### 〔虐待対応支援チーム〕

相談業務を行う会計年度任用職員（有資格者）3名を福祉局に配置

- ・1人あたり8区を担当

〈業務〉

- ・各区 虐待対応担当者等への指導及び助言
- ・毎月、各区より虐待対応状況を記録した「受理簿」を提出してもらい、対応状況を確認
- ・権利擁護関係業務（成年後見制度等）に関する区職員等への支援

### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

#### 【経験、役職に応じた研修等の実施】

各区 保健福祉センター及び障がい者基幹相談支援センターの職員に  
対して、年4回の研修を実施する

- 新任職員研修

(内容) 講義及び具体的な実務について帳票を用いた個人ワーク

- 課長級研修

(内容) 外部講師（弁護士）の講義及び事例を用いた個人ワーク

- 中堅期研修

(内容) 事前課題による個人ワーク及び事例を用いたグループワーク

- 事例検討会議（※令和7年度は高齢者虐待と合同開催）

(内容) 重大事案の事例検証結果の報告及び外部講師（社会福祉士）の講義



### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

#### 【各区保健福祉センターへの訪問による実態把握】

各区保健福祉センターの虐待対応状況について、  
関係記録の閲覧 及び 虐待対応担当者へのヒアリングを行う

→ 各区の実態を把握し、対応状況についての助言を行うとともに  
今後の研修、マニュアル改訂への活用を検討する



[実績] 令和5年度：8区 令和6年度：9区  
令和7年度：8区実施予定（2月下旬～3月上旬頃）

### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

## ● 各種事業の実施

### 【専門相談事業】

各区保健福祉センターにおける対応困難ケース等に対して、より適切な対応を行うことが可能となるよう、専門相談員（弁護士・社会福祉士）から専門的見地の助言を得る

→ 利用実績（障がい者虐待） 令和7年度：3件 ※1月末時点

### 【大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業】

障害者虐待防止法第9条の趣旨に基づき、養護者による虐待を受けた障がい者等の緊急一時保護を行う

→ 利用実績（障がい者虐待） 令和7年度：0名 ※1月末時点  
令和6年度：2名（延べ36日間）

### 【大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業】

休日・夜間における、虐待通報窓口及び緊急一時保護の連絡窓口として虐待に関する通報・相談等に対応

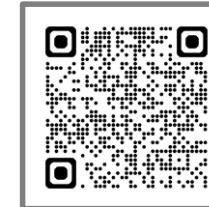
→ 利用実績 令和7年度：232件 ※12月末時点  
令和6年度：367件

### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

## ● 広報啓発活動

- 虐待防止啓発リーフレット (20,000部)
- 啓発物品
  - カレンダー (4,000部)
  - クリアファイル (1,600部)
  - ※令和7年度は専門学校にデザインを依頼
- ハンドブック (3,400部)
  - 〔主な配付先〕
    - ・各区での関係者向け研修
    - ・障がい福祉サービス事業者等の指定時 など
- 市民向け啓発講演会の開催
  - 障がい者虐待防止啓発講演会 (大阪市障がい者相談支援研修センターと共催)
    - 〔実績〕 参加者1,530人 (令和6年度)

<QRコード>



### 3 (1) 障がい者虐待防止の取組

#### ● 障がい福祉サービス事業所等への啓発

令和6年度に運営指導課に寄せられた「虐待が疑われる通報」のうち、半数以上が「施設従事者等からの通報」であることから、障害者虐待防止法における通報義務が定着してきたと考えられる。

取組

##### 【指定時研修】

リーフレット「障がい者虐待の理解と防止」を活用した啓発

##### 【集団指導】

毎年「障がい者虐待の理解と防止について」研修を実施

このほか、メールマガジン(不定期)や出前講座等を実施しています！

### 3 (2) 今後の課題

#### ■ 養護者による虐待

- ▶ 広報・啓発の在り方について
  - ・効果的な広報・啓発活動に向けて、啓発物品等の活用状況の把握が必要
- ▶ 担当職員向け研修について
  - ・判断や対応スキルには一定の経験が必要
  - ・本市全体で、ばらつきのない基本的な対応、判断基準の徹底
  - ・大阪府主催の研修との調整
- ▶ 各種事業の在り方について
  - ・専門相談の活用促進
  - ・緊急一時保護の空室確保
  - ・H Lの認知度の向上

**障がい者虐待防止に向け、引き続き、  
早期発見・早期対応の徹底を図る!!**



### 3 (2) 今後の課題

#### ■ 障がい者福祉施設従事者等による虐待

#### 制度上の課題

- ▶ 資格や経験がなくても、従事できるサービスがある  
隙間バイトなどの活用も増えており、充分な知識や技術の習得をしないまま  
直接支援を行うケースもあり、不適切な支援につながっている
- ▶ 第三者の目が入らず、発見が遅れる場合がある  
マンションタイプの共同生活援助(グループホーム)が増えており、  
他者の目が入り難い環境になっている

 指定基準の厳格化などを国に要望していく!!



ご清聴  
ありがとうございました

